

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

地方公務員について、部分休業制度において一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げること。（第十九条関係）

第二 施行期日等

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。